

令和5年度 北杜市芸術文化スポーツ振興基金活用事業募集要項

芸術文化スポーツ振興基金は、「教育・文化に輝く杜づくり」を目的とした、心豊かで活力あふれる芸術文化やスポーツ振興事業を支援するため、企業や個人から協力をいただき、積み立てています。

市では、民間団体が一流のアーティストやアスリートを招いて、市民のために行う芸術文化・スポーツ事業に対し、この基金から補助金を交付します。

1 補助対象となる事業

多くの市民、特に将来を担う子供たちが参加でき、芸術文化スポーツの人材育成につながる次の事業

- ①一流の優れた芸術文化振興事業
オーケストラ・合唱祭などの演奏会、美術展覧会、文化講演会など
- ②一流の優れたスポーツ振興事業
市民参加の健康増進事業、スポーツ大会、スポーツ講演会など
- ③その他

①や②に準ずる事業

* 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施し、市から他の補助金などの交付を受けていない事業に限る。

* 入場料収入など自己負担額以外の収入の確保に努める事業に限る。(収支内容については、活用検討委員会において審査する。)

2 補助金交付対象団体

- ①市内に住所または活動の本拠があること。
- ②規約等を有し、代表者の定めがあること。
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

3 補助金の額

- ①事業に要する補助対象経費から入場料、広告料、協賛金、市以外の補助金等の収入を差し引いた経費に対し**予算の範囲内**で交付します。(上限30万円)
- ②交付は当該年度において**1団体につき1事業**とします。

4 補助対象経費(領収書等により経費の確認ができること)

①賃金	会場整理、警備賃金など
②報償費	出演費、音楽費(作曲料など)、舞台費(衣装費・照明費など)
③旅費	講師や出演者の交通費など(団体の構成メンバーは除く)
④需用費	消耗品費(事業開催に伴うもの)、印刷製本費(プログラム印刷費など)
⑤役務費	通信運搬費(郵送料など。電話料は除く)、手数料(会場設営・撤去費など)、保険料、広告料
⑥使用料・賃借料	実施会場使用料など
*対象とならない経費	
①団体の恒常的な人件費や運営費(光熱水費、電話代、事務用機器など)	
②すべての食料費(打上げ代、出演依頼を含む食事代、打合せ時茶菓子代など)	
③交際費(土産、花代など)	
④参加者各自に帰属するもの(参加者の記念品代など)	
⑤備品購入費	
⑥団体の構成員にかかる謝金旅費など	
⑦賃金、賞品にかかる経費	
⑧その他請求書や領収書が徴収できないもの	

5. 補助金申請の方法

2月1日（水）～3月6日（月）までに申請書を生涯学習課へ提出してください。

※ 募集要項は、生涯学習課および各公民館に備えてあります。また、市ホームページ「暮らしの情報・市政情報・北杜市の取り組み」からもダウンロードできます。

6. 補助の決定方法

申請事業は、3月開催の北杜市芸術文化スポーツ振興基金活用検討委員会で選考し、市で決定します。
なお、活用検討委員会は、プレゼン形式で行い、申請者の方に申請事業内容について説明をいただく予定です。

7. 問い合わせ先

◎北杜市教育委員会生涯学習課

TEL : 42-1373

FAX : 42-1124